

議案第 6 4 号

三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市はらみちを美術館設置及び管理条例（平成 1 7 年三次市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（指定管理期間の特例）

- 3 三次市はらみちを美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 6 年三次市条例第 号）の施行の日以後最初に指定するはらみちを美術館の指定管理期間については，第 1 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，令和 1 2 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。